

東日本大震災・原子力災害伝承館常設展示翻訳業務
委託仕様書

1 業務名

東日本大震災・原子力災害伝承館常設展示翻訳業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。

3 目的

常設展示室内の壁面解説や展示資料キャプションについて、伝承館が指定する言語に翻訳することを目的とする。

4 業務内容

- (1) 伝承館が提供する日本語データを英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語の4言語に翻訳すること。
- (2) 日本語データの文字数は最大60,000字とすること。
- (3) 放射線や原子力関係の知識があり、各言語を母語とする成人によるネイティブチェック・クロスチェックを必ず1回以上行うこと。
- (4) データはワードまたはエクセルで納品すること。
- (5) 提供データは一括ではなく、分割して送付するため、複数回の翻訳業務が発生することに留意すること。
- (6) 提供スケジュールは下記を参照すること。なお、提供スケジュール及び日本語原稿の文字数はあくまで概算であるため、変更になる場合がある。その時は納品期限も変更になる。
 - ①1回目：契約締結後原稿提供。日本語原稿は約4万字。各言語の翻訳ファイルを一括もしくは分割で11月上旬までに納品すること。
 - ②2回目：10月下旬原稿提供。日本語原稿は約1万5千字。各言語の翻訳ファイルを一括もしくは分割で11月下旬までに納品すること。
 - ③3回目：12月下旬原稿提供。日本語原稿は約5千字。各言語の翻訳ファイルを一括もしくは分割で1月下旬までに納品すること。

5 業務の進め方

- (1) 受託者は上記各業務の遂行にあたり、各業務実施方法について、随時、委託者と十分な協議を行い、進捗状況の調整等を行う。
- (2) 委託者が指示する会議、打ち合わせ等に参加し、必要に応じて資料を説明する。また、会議、打ち合わせ等において必要とされた書類を整理するとともに、会議

資料を作成する。

- (3) その他、委託者が必要と判断する業務を受託者は支援する。
- (4) 電子データについては、パソコン、タブレット、スマートフォン等から閲覧できる形式で作成し、CD-R等にデータを記録し、提出すること。
- (5) 本業務に関する協議や打ち合わせ等に用いる印刷費、本業務を遂行するのに必要な打ち合わせ、出張等に必要な経費は受託者の負担とする。

6 提出書類等

- (1) 委託契約締結後
 - ア 工程表
 - イ 責任者・担当者一覧
- (2) 業務着手後
 - ア 業務着手届
 - イ 主任担当者通知書
- (3) 業務完了後
 - ア 業務完了報告届
 - イ 実績報告書
 - ウ 成果品

7 成果品等

- (1) 成果品の内容
 - ア 完成データ 1部
 - イ アのデータを記録したCD-R等の電子媒体一式 1部
- (2) 成果品の提出
 - ア 受託者は、業務が完了したときは遅滞なく業務完了届に成果品を添えて委託者に提出し、検査を受けなければならない。
 - イ 提出があった成果品について補正事項があった場合は、委託者の指示に従い、遅滞なく補正し再提出しなければならない。
- (3) 成果品の帰属
 - ア 成果品に関する著作権及び作業工程において作成された資料等（以下「成果品等」という。）に対する一切の権利は、委託者に帰属する。
 - イ 成果品等の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とする。
- (4) 著作権の取り扱い
 - 成果品等の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ）は委託者に帰属するものとし、受託者が成果品等に関する著作者人格権を行使しようとするときは委託者の承認を受けるものとする。

(5) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、当該紛争が委託者の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、一切受託者の責任において処理するものとする。

8 留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(3) 第三者への委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 個人情報の取扱い

別紙「個人情報取扱特記事項」によること。

(5) 委託者への損害賠償

受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(8) 資料の貸与及び返還

委託者が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料はリストを作成の上、委託者に提出し、業務完了後速やかに委託者に返却するものとする。

(9) 疑義等

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、双方協議の上決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。